

## 決算における都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（都市計画施設の整備に関する事業）及び土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和3年度は、都市計画事業及び過去に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還等の財源として活用しました。

都市計画税を納める人は、市内の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。

税率は100分の0.3です。

【歳入】 1款1項5目 都市計画税決算額 555,822千円

【歳出】 (単位：千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち都市計画税
下水道事業（雨水分）	183,259	82,675	81,400	16,415	2,769	
都市計画事業（公園）	277,008	135,096	134,300	0	7,612	
地方債償還等	611,492	0	0	0	611,492	
一般会計分	423,685	0	0	0	423,685	555,822
下水道事業会計分	63,448	0	0	0	63,448	
水道会計分	10,853	0	0	0	10,853	
一部事務組合分	113,506	0	0	0	113,506	
合　　計	1,071,759	217,771	215,700	16,415	621,873	555,822